

あなたの街の

不動産無料相談所



公益社団法人
愛知県宅地建物取引業協会



(公社)愛知県宅建協会の不動産無

ハトマークの愛知県宅建協会では、公益社団法人として宅地建物の適正な取引を
とした不動産無料相談所を開設しております。永年不動産の取引に精通し、かつ相
するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。



例えばどのような相談を
受けているの・・・

- ・土地・建物の購入や売却について
- ・賃貸物件の申込みや契約について
- ・宅建業者が仲介した場合の手数料について
- ・取引におけるトラブルについて



取引をしてトラブルになった
場合はどうしたらいいの・・・

ハトマークの当協会の会員とのトラブルに
ついては、話し合いの場を設け、解決を図
ります。

注) 宅地建物取引に基づくトラブルが対象となり
(公社)全国宅地建物取引業保証協会が解決を図ります。



話し合いにより解決しない
場合はどうなるの？

「話し合いにより解決しない」、「会員(取
引業者)が行方不明・倒産した」などの場
合には宅地建物取引業法に基づく申し出
をすることにより、金銭的な保証が受けら
れる場合があります。



どのような場合に金銭的な
保証が受けられるの？

相談内容(トラブル内容)によって異なります。相談所に来会
していただいた際の相談内容により、「**苦情相談**」か、
「**一般相談**」かの区別がされます。
「**苦情相談**」と判断された場合に金銭的な
保証の申し出の流れになります。但し、必ず
金銭的な保証が受けられるとは限りません。



無料相談所とは？

を推進し、トラブルの未然防止又は早期解決を図り、一般消費者の利益保護を目的
相談員としての研修を受講した専門家が分かりやすく対応いたします。不動産に関

「苦情相談」とは…

宅地建物取引業法に基づく、金銭的な損害がある相談を言います。

例

家を建てるために宅建業者を仲介業者として、土地の売買契約を結んで手付金を支払ったが、仲介業者が手付金を持ったまま行方不明になった。 etc

「一般相談」とは…

「苦情相談」以外の相談を言います。

例

- ・ 金銭的な貸し借り(金銭消費貸借契約)
- ・ 賃貸中の物件の修繕費
- ・ 明け渡し時の原状回復 etc

※相談内容が、「苦情相談」であっても相手方の業者がハトマークの当協会会員でない場合は「一般相談」となります。

相談から保証への流れ

相談所に来会

※「苦情相談」としての申出は
(公社)全国宅地建物取引業保証協会の
制度として受付ます。

話し合いの場を設定

解決

和解できた

和解できない

金銭的な保証の申し出

認められた

認められなかった

認められる限度額は1業者につき、1,000万円までです。
(但し、支店がある場合には1支店につき500万円が上乗せされます。)
例：支店が2つある場合には、2,000万円が限度額となります。

※金銭的な保証は、本部不動産無料相談所に来会され、
受付された順に行います。
但し、必ず金銭的な保証が受けられるとは限りません。

トラブルになる前にお気軽にご相談ください

トラブルに巻き込まれると大変な時間と労力を費やします。
当協会の不動産無料相談所はトラブルを解決することを目的に
しているのではなく、トラブルを未然に防止することを目的にし
ています。



事前にお気軽にご相談ください

不動産無料相談所

☎(052)523-2103



- 相談日 毎週月～金（但し、祝日、その他特定日を除く）
午前10時～12時、午後1時～3時
- 弁護士相談 月1回（要予約）
- 場所 公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西區城西5丁目1番14号（愛知県不動産会館内）
- 宅建協会ホームページ <http://www.aichi-takken.or.jp/>



各支部における不動産無料相談

東 名	長久手市役所	毎月 第2水曜日	午後1時～4時
名 南 西	あま市役所	毎月 第2水曜日	午後1時～4時
東 三 河	豊川市プリアオ市民相談室	毎月 第4木曜日	午後1時～4時
西 三 河	岡崎市役所	毎月 第1金曜日	午後1時～4時
豊 田	豊田商工会議所 みよし商工会	毎月 第2木曜日 6月・9月・11月第2木曜日	午後1時～4時 ※8月・12月・1月・3月は休み 午後1時～4時
知 多	大府市役所	毎月 第3水曜日	午後1時30分～4時30分 ※8月は休み、3月は第2水曜日
	半田市民交流センター相談室	毎月 第3水曜日	午後1時～4時 ※8月は休み、3月は第2水曜日
	東浦町役場	毎月 第2火曜日	午後1時30分～4時30分 ※8月は休み
	武豊町役場	毎月 第3火曜日	午後1時30分～4時30分
	美浜町役場	毎月 第2火曜日	午後1時30分～4時30分 ※8月・3月は休み
東 尾 張	尾張旭市民会館	毎月 第1水曜日	午後1時～4時
	瀬戸市文化センター	毎月 第3水曜日	午前9時～12時
西 尾 張	一宮市社会福祉センター 思いやり会館	毎月 第3月曜日	午後1時～4時
	一宮市役所尾西庁舎東館	毎月 第3水曜日	午後1時～4時
	稲沢市総合文化センター	毎月 第3金曜日	午後1時～4時
	北名古屋市社会福祉協議会本所	毎月 第3木曜日	午後1時～4時
	清須市役所本庁舎	毎月 第3火曜日	午後1時～4時
北 尾 張	江南地域情報センター	毎月 第2木曜日	午後1時30分～4時30分
	犬山市役所	毎月 第3火曜日	午後1時～4時
	小牧市役所	毎月 第3火曜日	午前9時～12時
	岩倉市役所	毎月 第2木曜日	午後1時～4時
	春日井市役所	毎月 第4金曜日	午後1時～4時
	大口町役場	偶数月 第2木曜日	午後1時～4時
	扶桑町役場	奇数月 第2木曜日	午後1時～4時

- 栄市民サービスコーナー〔住まいの窓口〕においても毎月 第1水曜日（原則）午後1時～4時の間、不動産無料相談を行っています。
- 上記掲載内容につきましては、変更される場合がございますのでご確認の上、ご来会ください。